



鳥取県公報

平成13年 8月10日(金)
第 7 3 0 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (468) (県民活動推進課)	1
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (469) (会計課)	1
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (農政課)	2

告 示

鳥取県告示第468号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成13年9月30日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成13年 8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 申請のあった年月日
平成13年 7月30日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取砂丘と東部広域観光を考える100人会
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
福本 登
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市本町三丁目102
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取砂丘を貴重な自然遺産と認識し、鳥取砂丘を中心とした広域圏の観光振興策を実現する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第469号

鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)第12条第1項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成13年8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
社団法人鳥取県貸金業協会 会長 平田集安	代表者名	会長 平田集安	会長 森田清男	平成13年5月21日

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県営中山地区畑総（馬籠橋上部工）工事
- (2) 工 事 場 所 西伯郡中山町束積
- (3) 工 事 内 容

本件工事は、西伯郡中山町束積地内の農道の馬籠橋の上部工を製作し、及び架設する工事を、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により行うものである。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工架設

橋 長：L = 52.6m

上部工型式：ポストテンション方式2径間連続PC合成桁^{けた}

- (5) 工 期 平成13年9月から平成14年3月25日まで
- (6) 予 定 価 格 92,085,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。
- 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 平成13年8月10日（金）から同月30日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成13年4月1日（日）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

イ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

ウ 平成3年度以降に、PC橋（道路橋に限る。）上部工^{けた}の桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成3年度以降に同種工事を施工管理した実績を有するものであること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

イ 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事に係る総合点数が1,090点以上であること。

ウ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年8月10日（金）から同月30日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方農林振興局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡都家町大字都家100 鳥取県八頭地方農林振興局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方農林振興局総務課（中部総合事務所内）

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子地方農林振興局総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨658 - 1 鳥取県日野総合事務所農林局農林総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1) のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号 0857 - 26 - 7331）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。